OneSure専用賠償責任保険

総合賠償責任拡張補償特約 (OneSure 用) セット賠償責任保険 賠償責任保険 (施設所有 (管理) 者特別約款、生産物特別約款、 請負業者特別約款)

チャブ保険 | 2023年2月版





OneSure専用賠償責任保険は、 製造業、販売業、飲食業、サービス業を営むお客様の 賠償リスクをまとめて補償いたします。

事業を営まれるお客様を取り巻くリスクはさまざまです。

万一、貴社の商品・サービスに起因して、他人の身体障害、財物損壊にかかわる事故が発生した場合、 被害者から高額な法律上の損賠賠償を求められる場合があります。 たとえば、こんな事故が発生しています。

製造した商品に欠陥があり、使用したお客様がケガをした。

自社が管理する店舗の給排水管から 漏水し、階下の第三者の事務所が水浸 しになった。

本社事業所のエスカレーターが突然故障し、お客様が転倒、ケガをした。

フォークリフトで、商品の移動をしていた際、通りがかったお客様にぶつかりケガをさせた。

製品が仕様書通りの機能を発揮しなかったためにお客様に営業損失が発生し、賠償請求がなされた。

このような事故に備えるため、事業を営まれるの皆様の賠償リスクをパッケージにした

「OneSure専用賠償責任保険」

(総合賠償責任拡張補償特約 (OneSure 用) セット賠償責任保険) をお勧めいたします。

[※] OneSure 専用賠償責任保険は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約付帯)+施設所有(管理)者特別約款+請負業者特別約款+生産物特別約款(生産物特約)に、総合賠償責任拡張補償特約(OneSure 用)、インターネット契約手続に関する特約(OneSure 用)および保険料確定特約をセットした商品のペットネームです。

OneSure専用賠償責任保険の特長

● 充実した補償

さまざまな補償をパッケージ化したプランです。

2 お申込み手続きの簡略化

保険料算出の基礎を直近会計年度の売上高とし、さまざまな保険料 算出基礎数字をご確認いただく必要がない**確定保険料方式**を採用 しております。

お支払いする保険金

主契約でお支払いの対象となる保険金は右記のとおりです。各補償条項でお支払いする保険金は、右記とは異なるものがありますのでご注意ください。

詳細は賠償責任保険(企業用)普通保 険・特別約款・特約集(OneSure用)をご 確認ください。

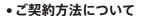
※ P10 ~ 15 の概要もあわせてご確認ください。右記に加えて、総合賠償責任拡張補償特約 (OneSure 用) でお客様を取り巻く様々なリスクに対する補償が追加された商品となっております。

損害の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支 払うべき治療費や修理費等
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために 要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等 の費用

ご契約の手続き、方法

• ご契約手続きについて

 $P6 \sim 7$ 「OneSure 専用賠償責任保険の補償内容」記載の主契約プラン 1、2、3 からご選択ください。



お支払いいただく保険料は、次の項目により決定します。

- (1) 貴社の業務内容 (P8~9「対象事業一覧表」をご参照ください。)
- (2) 直近会計年度の売上高

この保険契約はご契約時に把握可能な直近会計年度 (1年間) の売上高 (保険料算出の基礎数値) を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間 (ご契約期間) 終了時の確定精算を省略いたします。 対象事業が貴社全体売上高の 80%未満の場合は OneSure 専用賠償責任保険でのご契約はできません。 その場合は、取扱代理店にご連絡ください。

保険契約者、被保険者

- •保険契約者:法人のみとなります。個人事業主は対象外です。
- 被保険者:以下に記載の方が被保険者となります。
 - ①保険証券記載の記名被保険者
 - ② 記名被保険者の業務を行うかぎりにおいて次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の役員および使用人
 - イ. 記名被保険者の販売人
 - ウ. 記名被保険者の請負業務を行うかぎりにおいて記名被保険者の下請負人
 - ③ 記名被保険者の請負業務の発注者(建築主等の発注者をいい、下請負業者にとっての元請業者を含みません。)



なお、総合賠償責任拡張補償特約

(OneSure 用) 内の補償条項によって

は、被保険者が記名被保険者に限定さ

れる補償項目がありますのでP6~7

に記載の各補償項目の被保険者欄をご

確認ください。

こんなときお役に立ちます **1** [主契約]

OneSure専用賠償責任保険は、事業活動を営む皆様を取り巻くさまざまなリスクをまとめて補償します。

生産物特別約款

貴社が製造または販売した製品の 欠陥が原因で他人の身体の障害や 財物の損壊を発生させたため、法 律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



施設所有(管理)者特別約款

貴社が所有・使用・管理している 施設の欠陥や管理の不備による事故、または仕事を遂行中に生じた事故により、他人の身体の障害や財物 の損壊を発生させたため、法律上 の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



請負業者特別約款

貴社の仕事の遂行により、または仕事の遂行のために所有、使用もしくは管理する施設に起因して、他人の身体の障害や財物の損壊を発生させたため、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



こんなときお役に立ちます ② [特約の主な補償]

たとえば、以下のような特長のある補償をご用意しています。

管理財物補償条項

被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、 紛失、盗取または詐取による、被保険者の法律上の 賠償責任を補償します。



不良製造品・加工品に 関する補償条項

被保険者の製造機械等により製造・加工される財物の損壊に起因する 被保険者の法律上の賠償責任を補 償します。

生産物自体損壊補償条項

生産物または仕事の目的物の損壊または使用不能について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ただし、その生産物または仕事の目的物が保険金支払の対象となる事故 (他人の身体の障害または財物の損壊に限ります。) の原因となったものである場合に限ります。



借用不動産損壊賠償責任補償条項(事業所用)

記名被保険者が事業所として借用するすべての借用不動産が、記名被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により、滅失、損傷または汚損した場合に負う法律上の賠償責任を補償します。



不良完成品に関する 補償条項

生産物または仕事の結果[※]による 完成品の損壊に起因する被保険者 の法律上の賠償責任を損害を補償 します。

※生産物または仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で生産物または仕事の結果と構造上または

機能上一体とみなされる他の財物



国外一時流出生産物補償条項

国外流出生産物[※]に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体障害または財物損壊について、法律上の賠償責任を補償します。

※記名被保険者が日本国内における使用も しくは消費を目的として販売または供給 した生産物のうち、記名被保険者以外の 者により日本国外に持ち出された生産物



海外業務出張危険補償条項

被保険者が一時的に日本国外において行う業務出張に伴う仕事の遂行に起因して、日本国外で発生した事故による他人の身体障害または財物損壊について、法律上の賠償責任を補償します。



製造業者業務過誤賠償補償条項

被保険者が職務上相当な注意を用いなかったことにより製品に欠陥、不具合が発生した場合や、意図された機能、効能、目的を 充足または発揮できなかった場合に起因する損害賠償請求、または次のいずれかの事由に起因する生産物の納品不能または納 期遅延に起因する損害賠償請求を補償します。

ア.施設(納品予定の生産物に使用される部品、原材料、資材等の調達遅延または調達不能の原因となる場所、製造委託契約により製造委託業者が被保険者に代わって生産物を製造または加工する場所および配達の目的のために納品予定の生産物を保管している場所を含みます)において発生した、火災または破裂もしくは爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。)



イ.ア以外の不測かつ突発的な事由によって生産物を製造または加工する設備・装置(記名被保険者が所有または使用するものに限ります。)に生じた損壊または機能停止。

リコール費用補償条項

販売した製品により対人・対物事故の発生またはその恐れが生じた場合に、その生産物のリコールにより記名被保険者が負担するリコール費用を補償します。

記名被保険者以外の者によって実施されるリコール (サードパーティリコール) についても記名被保険者が、そのリコール費用に対する法律上の損害賠償を補償します。



受託物危険補償条項

被保険者が受託、管理している他人の受託物が、保険期間中に損壊、紛失、盗取されたことにより、正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を

補償します。



※その他の補償については、「OneSure 専用賠償責任保険の補償内容」 $(P6\sim7)$ 、「OneSure 専用賠償責任保険の概要」 $(P10\sim15)$ をご覧ください。

■ OneSure専用賠償責任保険の補償内容

事業を営む皆様のリスクをパッケージで補償します。

	支払限度額(保険証券記載総支払限度額) 1 事故・保険期間中 対人・対物共通支払限度額として、下記プランから選択ください。 この保険契約において支払うすべての保険金の合計の上限となります。			免責金額 1事故	被保険者
主	プラン1	プラン 2	プラン 3		
主契約	1億円	3 億円	5 億円	0円	① 記名被保険者 ② ア. 記名被保険者の役員・使用人 イ. 記名被保険者の販売人 ウ. 記名被保険者の下請負人 ③ 発注者

	補償条項	支払限度額		免責金額 1 事故	被保険者
	漏水補償条項	1事故·保険期間中限度額	保険証券記載総支払限度額	0円	① 記名被保険者 ② ア. 記名被保険者の役員・使用人
	昇降機包括補償条項	1事故·保険期間中限度額	保険証券記載総支払限度額	0円	イ. 記名被保険者の販売人 ウ. 記名被保険者の下請負人 ③ 発注者
	構内専用車両補償条項	1事故・保険期間中限度額	保険証券記載総支払限度額	0円	① 記名被保険者
	初期対応費用補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000 万円	0円	① 記名被保険者
	(上記のうち見舞費用)	1被害者限度額	10 万円	0円	② ア. 記名被保険者の役員・使用人 イ. 記名被保険者の販売人 ウ. 記名被保険者の下請負人
	訴訟対応費用補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000 万円	0円	③ 発注者
	人格権侵害補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000 万円	0円	① 記名被保険者
特	広告宣伝活動による 権利侵害補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000 万円	0円	① 記名被保険者
特約	被害者治療費等補償条項	1 被害者限度額	50 万円	0円	
		1事故·保険期間中限度額	1,000万円	0円	① 記名被保険者 ② ア. 記名被保険者の役員・使用人 イ. 記名被保険者の販売人
	管理財物補償条項	1事故·保険期間中限度額	保険証券記載総支払限度額	0円	ウ. 記名被保険者の下請負人 ③ 発注者
	(上記のうち直接作業部分)	1事故·保険期間中限度額	3,000万円	0円	
	リース・レンタル物件 補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000万円	0円	① 記名被保険者
	財物使用不能損害 補償条項	1事故·保険期間中限度額	3,000万円	0円	① 記名被保険者
	生産物自体損壊補償条項	1事故·保険期間中限度額	3,000 万円	0円	① 記名被保険者
	不良完成品に関する 補償条項	1事故·保険期間中限度額	保険証券記載総支払限度額	0円	① 記名被保険者 ② ア. 記名被保険者の役員・使用人
	不良製造品・加工品に 関する補償条項	1事故·保険期間中限度額	保険証券記載総支払限度額	0円	イ. 記名被保険者の販売人 ウ. 記名被保険者の下請負人 ③ 発注者

	補償条項	支払限度額		免責金額 1事故	被保険者
	借用不動産損壊賠償責任 補償条項 (事業所用)	1事故·保険期間中限度額	1 億円	1万円※1	① 記名被保険者
	借用不動産損壊修理費用 補償条項 (事業所用)	1事故·保険期間中限度額	300 万円	1万円	① 記名被保険者
	国外一時流出生産物 補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000 万円	0円	① 記名被保険者
焅	海外業務出張危険 補償条項	1事故·保険期間中限度額	1,000 万円	0円	① 記名被保険者 ② ア. 記名被保険者の役員・使用人 イ. 記名被保険者の販売人 ウ. 記名被保険者の下請負人 ③ 発注者
特約	リコール費用補償条項	1事故·保険期間中限度額	500 万円 ** 2		
		縮小割合 在庫品廃棄関連費用、コンサルティング費用は100%、 それ以外の費用については90%		0円	① 記名被保険者
	弁護士相談費用補償条項	1事故(相談)·保険期間中 限度額	10 万円/ 500 万円	0円	① 記名被保険者
	製造業者業務過誤賠償 補償条項	1事故(請求)·保険期間中 限度額	500 万円	3万円	① 記名被保険者 ② 記名被保険者の役員・使用人
	受託物危険補償条項	1事故·保険期間中限度額	100 万円	3 万円	① 記名被保険者 ② ア. 記名被保険者の役員・使用人 イ. 記名被保険者の販売人 ウ. 記名被保険者の下請負人 ③ 発注者

※1 ただし、事故の内容によっては0円になります。 ※2 在庫品廃棄関連費用は、本補償条項支払限度額の内枠で200万円。

■適用地域

当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内において発生した事故に起因する損害に限ります。

また、当会社が保険金を支払うべき損害は日本国内の裁判所に提起された訴訟に限ります。

(一部の特約は適用地域が異なります。詳しくは賠償責任保険 (企業用) 普通保険約款・特別約款・特約集 (OneSure 用) をご参照ください。)

保険金のお支払いは、弊社または弊社の親会社もしくは弊社の最終的な親会社に適用される経済制裁に関する法令または措置を 遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、英国、米国、欧州連合により行われる制裁措置を含み ます。

■ 対象事業一覧表

大分類	リスクコード	名称				
	001	デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア ※ドラッグストアは除きます。				
	002	日用雑貨、洋服販売、寝具販売、書籍、文房具、陶磁器				
	003	食料、飲料品 ※弁当屋、デリバリーフード店、総菜屋、仕出し屋、食品・菓子パン製造小売りは除きます。				
小売業	004	家庭用電気機械・器具 ※家庭用工具(電動)を含みます。				
	005	家具·建具·建築資材				
	006	スポーツ用品、玩具、楽器 ※潜水・飛行・登山用の運動用具は除きます。				
	007	ガラス製品、貴金属、時計、生花、化粧品、美術品、骨董品				
飲食業・食料品	010	喫茶店、レストラン、ビヤホール				
製造小売販売	012	弁当屋、デリバリーフード店、総菜屋、仕出し屋、食品・菓子パン製造小売り ※当日または翌日中の賞味を前提とする調理済食品・飲料の製造小売。				
	014	衣類、履物、身の回り品、寝具、書籍、文房具、食器、荒物、陶磁器、ガラス器、時計、楽器、その他雑貨品、 紙製品、織物				
	015	食料飲料品				
	018	家具·建具				
卸売	019	農業用機械器具				
	020	各種機械器具(産業用加工機械、事務用機械器具、一般機械器具)				
	022	スポーツ用品、玩具、楽器 ※潜水・飛行・登山用の運動用具は除きます。				
	023	ガラス製品、貴金属、時計、生花、化粧品、美術品、骨董品販売				
教育	025	学習塾				
	031	ホテル・旅館業				
	032	映画館、ビデオシアター				
	033	劇場施設運営				
	035	パチンコ、パチスロ店				
	036	ゲームセンター				
	037	カラオケボックス				
	038	漫画、インターネットカフェ				
	039	フィットネスクラブ (プールを除く)				
サービス	040	スポーツ施設(ゴルフ練習場、ボーリング場、テニス場、バッティングセンター)				
	042	葬儀業、斎場				
	045	レンタルビデオ・レンタル CD店				
	046	理容室·美容室				
	048	結婚式場(ホテル内の結婚式場は除く)				
	053	不動産業 (土地建物売買)				
	054	不動産賃貸業(管理物件除く)				
	055	貸会議室				
	061	IT事業(ソフトウェア開発、システム開発、情報処理)				

092 械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造	大分類	リスクコード	名称
1	# 67	062	労働者派遣業(事務職)
1065	1-EX	063	労働者派遣業(事務職以外)
1066 会料品製造 ※農林地区水産会品製造、食料品製造小売りは除きます。 1067 生活用品(父居具、食器、時計、その他の身の回り品)製造 2068 運動用品製造 ※潜水・飛行・登山用の運動用具は除きます。 1069 職機・皮革製品 2070 株、原物製造 2071		064	印刷·製本
1		065	農林畜水産業、農林地区水産食品製造
1068		066	食料品製造 ※農林地区水産食品製造、食料品製造小売りは除きます。
1069 繊維、皮革製品		067	生活用品(文房具、食器、時計、その他の身の回り品)製造
1070		068	運動用品製造 ※潜水・飛行・登山用の運動用具は除きます。
1		069	繊維、皮革製品
1072		070	靴、履物製造
1		071	家具製造
1		072	木材林業、木材、木製品製造
1		073	パルプ、紙、紙製品製造
1076 刃物・大工道具・農機具 (除く動力付きのもの) 製造 1077 ブラスチック・ゴム製品製造 (半製品除く) 1078 2078 2079 2078 2079 2078 2079 2		074	金属パイプ加工品、その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品製造
 7ラスチック・ゴム製品製造(半製品除く) 078 めっき業 079 窯業、土石製品、研磨材製造(生コンクリート製造を除く) 080 建築材料、部品、ユニット製造 081 バルブ、パッキン、ガスケット、ペアリング製造 082 業務用冷暖房装置、換気装置製造(電気によるもの) 083 冷凍装置・設備製造 084 家庭用動力付き工具製造 085 電気限明器具・電球製造 086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ボンブ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造 		075	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等製造
製造		076	刃物・大工道具・農機具(除く動力付きのもの)製造
図26 10 10 10 10 10 10 10 1		077	プラスチック・ゴム製品製造(半製品除く)
製造 080 建築材料、部品、ユニット製造 081 パルブ、パッキン、ガスケット、ペアリング製造 082 業務用冷暖房装置、換気装置製造 (電気によるもの) 083 冷凍装置・設備製造 084 家庭用動力付き工具製造 085 電気照明器具・電球製造 086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用 (除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造 (自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造 (ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造 (自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		078	めっき業
081		079	窯業、土石製品、研磨材製造(生コンクリート製造を除く)
082 業務用冷暖房装置、換気装置製造(電気によるもの) 083 冷凍装置・設備製造 084 家庭用動力付き工具製造 085 電気照明器具・電球製造 086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ボンブ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造	製造	080	建築材料、部品、ユニット製造
083 冷凍装置・設備製造 084 家庭用動力付き工具製造 085 電気照明器具・電球製造 086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ボンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		081	バルブ、パッキン、ガスケット、ベアリング製造
084 家庭用動力付き工具製造 085 電気照明器具・電球製造 086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		082	業務用冷暖房装置、換気装置製造(電気によるもの)
085 電気照明器具・電球製造 086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		083	冷凍装置·設備製造
086 家庭用電気機械・器具製造 087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		084	家庭用動力付き工具製造
087 電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造 088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽板等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		085	電気照明器具·電球製造
088 映像・音響機械・器具製造 089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		086	家庭用電気機械·器具製造
089 発電・送電・配電用機械・器具製造 090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		087	電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置・計量・計測・試験・分析機械・器具製造
090 精密部品製造(自動車制御部品を除く) 091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		088	映像·音響機械·器具製造
091 理化学・光学機械・器具、レンズ製造 092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		089	発電·送電·配電用機械·器具製造
092 機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		090	精密部品製造(自動車制御部品を除く)
092 械等) 093 電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く) 094 産業用加工・工作・包装・荷造機械製造		091	理化学・光学機械・器具、レンズ製造
094 産業用加工·工作·包装·荷造機械製造		092	機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽機械等)
		093	電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く)
		094	産業用加工·工作·包装·荷造機械製造
095 荷役・運搬機械(除く車両)		095	荷役・運搬機械(除く車両)

注: 貴社売上高全体の80%未満の業種は当該商品での契約はできません。その場合は取扱代理店にお問い合わせください。

■ 保険金をお支払いする主な場合

〈施設所有(管理)者特別約款〉

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産、またはその用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈請負業者特別約款〉

保険証券に記載された仕事の遂行により、または仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券に記載された施設に起因して発生した他人の身体の障害または財物の減失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈生産物特別約款〉

被保険者の占有を離れた保険証券に記載された財物また は被保険者が行った保険証券に記載された仕事の結果に 起因して、仕事の終了または放棄の後の保険期間中に発生 した他人の身体の障害または財物の滅失、損傷もしくは汚 損について法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る損害を補償します。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

共通

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議によって生じる損害
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起 因する賠償責任
- 排水または排気 (煙を含みます。) に起因する賠償責任。ただし、不測かつ 突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じることにより、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 汚染物質の排出・流出・溢出または漏出に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、汚染物質の排出・流出・溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合は保険金を支払います。
- 化粧品等に含まれる美白成分またはタルカムパウダーによって生じた損害
- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損失または損害
 - 年月日または時間を正しく処理する(計算・比較・記録・検索・配列・ 読み取り・記憶・操作・書き込み・決定・識別・変換・移動または実 行をすることを含みます。) ことができないことを原因として、被保険者

の所有物であるか他の者の所有であるかを問わず、以下のいずれかについて生じた機能停止、機能不全または誤作動

- ア. コンピュータ・ハードウェア (マイクロプロセッサーを含む)、コンピュータ・アプリケーション・ソフトウェア、コンピュータ・オペレーティング・システムおよび関連ソフトウェア、コンピュータ・ネットワーク、コンピュータ・システムの部品となっていないマイクロプロセッサー (コンピュータ・チップ)、その他のあらゆるコンピュータ化された機械または部品、または電気機械または部品
- イ.いかなる方法であっても上記アに列挙したいずれかを直接または間接 に使用し、またはこれらに依拠するあらゆる製品およびあらゆるサービス、データまたは機能
- コンピュータウィルス、接続妨害、ハッカー攻撃等に起因して、被保険者の 所有物であるか他の者の所有物であるかを問わず、以下のいずれかにつ いて生じた機能停止、機能不全または誤作動
- ア. コンピュータハードウェア (マイクロブロセッサーを含みます。)、コンピュータアブリケーションソフトウェア、コンピュータオペレーティングシステムおよび関連ソフトウェア、コンピュータネットワーク、コンピュータ・システムの部品となっていないマイクロブロセッサー (コンピュータチップ)、その他のあらゆるコンピュータ化された機器または部品もしくは電気機器または部品
- イ. いかなる方法であっても上記アに列挙したいずれか直接または間接に使用し、またはこれらに依拠するあらゆる製品およびあらゆるサービス、データ、または機能
- 上記に記述した問題 (既発生かを問いません。) に対応するために、被保険者によって、または被保険者のために、提供されまたはなされたあらゆる助言、設計、計画、検査、取付、保守、修理、取替、または指示

など

施設所有 (管理)者 特別約款

- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- 航空機*1、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の 後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とは みなしません。)
- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する仕事に起因する損害賠償責任
- 人または動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案 - 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
- 身体の美容または整形。ただし、理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号) に 規定する理容または美容師法 (昭和 32 年法律第 163 号) に規定する美容 を除きます。
- エステティック業務、手技セラピー業務、脱毛、整体、カイロプラクティック、 あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
- 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づい て行う行為に起因する損害賠償責任

請負業者 特別約款

- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の偶然な事故
 - 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - 土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)・その収容物もしくは土地の損壊
- 地下水の増減
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- 被保険者の下請負人またはその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
- 航空機*1または自動車の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みもしくは積み卸し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は仕事の結果とはみなしません。)
- 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- 塵埃 (じんあい) または騒音に起因する賠償責任

など

生産物 特別約款

- 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしく は資材に起因する賠償責任
- 生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる身体障害または財物損壊に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる生産物に起因する損害
- 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、 部品もしくは成分およびこれらに類するもの
- 航空機*1、鉄道車両、船舶またはこれらに使用される材料、資材、装置も しくは部品類および自動車(自動二輪、原動機付自転車を含みます。)、自 動車の駆動または走行に関する装置・部品類、タイヤ類
- たばこおよびこれらに類する物

など

■ 保険金をお支払いする主な場合

漏水補償条項

給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による 財物の損壊に起因する損害を補償します。

昇隆機包括 補償条項

被保険者が所有、使用、管理する昇降機の事故にともなう他人の身体障害ま たは財物損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することに よって被る損害を補償します。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する
- 昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する賠償責任

など

構内専用車両 補償条項

敷地構内における構内専用車の所有、使用または管理に起因する偶然な事 故に起因して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る損害に対して保険金を支払います。

〈ご注意〉

構内専用車両に自賠責保険契約を締結すべきもしくは締結しているとき、また は自動車保険契約または自動車共済契約を締結しているときは、損害の額が その自賠責保険および自動車保険契約等により、保険金が支払われるべき金 額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、保険金を支払い ます.

初期対応費用 補償条項

保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人 の身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、被保険者がその事故について 次のいずれかに該当する初期対応を行うために社会通念上妥当な費用を負 扣することによって被る損害を補償します。

- 事故現場の保存費用、事故状況調査・記録・写真撮影費用、事故原因調
- 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・ 宿泊費などの費用
- 通信费
- 事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被 保険者が支払う見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用
- その他上記に準ずる費用

訴訟対応費用 補償条項

保険事故によって、他人の身体の障害、財物の損壊が発生したことに起因して、第三者が被保険者に対して損害賠償金の支払を求める訴訟を裁判所に提起した 場合に、被保険者が社会通念上妥当な下記記載の費用を負担することによって被る損害を補償します。

被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費・臨時雇用費用、被保険者の使用人の超過勤務手当、増設コピー機のリース・レンタル費用、被保険者が行う 事故の再現実験費用、外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者 または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用、その他これらに類する費用で当会社が認めた費用

人格権侵害 補償条項

記名被保険者の業務に起因して、保険期間中に生じた次のいずれかの不当 行為により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る損害を補償します。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損または プライバシーの侵害

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 記名被保険者によってまたは記名被保険者の了解もしくは同意によって行わ れた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者による採用、雇用または 解雇に関して生じた不当行為に起因する賠償責任
- 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復して行わ れた不当行為に起因する賠償責任
- 事実と異なることを知りながら、記名被保険者によってまたは記名被保険者 の指図によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われた広告宣伝活 動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

など

広告宣伝活動 による権利侵 害補償条項

記名被保険者の業務に起因して、保険期間中に生じた広告宣伝活動(テレビ ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、記名被保険者 の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うこと) による次 のいずれかの権利侵害により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負 担することによって被る損害を補償します。

- ① 名誉毀損またはプライバシーの侵害
- ② 著作権、表題または標語の侵害
- ③ 電子媒体を用いた商取引 (インターネットを用いたものに限ります。) また はこれに準ずる行為における上記①、②の侵害行為

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する賠償責任
- 商標、商号、営業上の表示等の侵害によって生じた賠償責任
- 宣伝価格の誤りによって生じた賠償責任
- 記名被保険者の業務が広告、放送、出版、通信、またはウェブサイトのデザイ ンである場合に、記名被保険者が行った広告宣伝活動に起因する賠償責任

(注) 営業上の表示等の侵害:表題または標語の侵害を除く

被害者治療費 等補償条項

偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合にお いて、被保険者がその治療費等(注1)を負担することによって被る損害を補償 します。ただし、治療費等は、次の①および②のいずれにも該当する費用に 限ります

- ① 被保険者が、当社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った 費用
- ② 被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用

注1: 治療費用 (注2)、葬祭費用 (注3) をいいます。

注2: 医師(被保険者または被害者が医師である場合は、被保険者および被 害者以外の医師) による治療を受けた場合に要した費用(移送、λ 院、 手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含み ます。) に限ります。ただし、賠償責任保険普通保険約款第5条(費用 の支払)(1)の③に規定する費用を含みません。

注3: 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。

■保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由に起因する損害

- 治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。)の故意。ただし、その者 が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその 者が受け取るべき金額に限ります。
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者(被害者を含みま す。) の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- 被害者の心神喪失
- 被害者の妊娠、出産、早産または流産

など

管理財物 補償条項

日本国内において、事業活動の遂行において被保険者が使用もしくは管理する他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈直接作業部分に対する補償〉

日本国内において、事業活動 (保険証券記載の被保険者の仕事に起因する活動をいいます。) の遂行において被保険者が損害発生時に直接作業が加えられていた他人の財物 (その作業の対象となっている部分をいいます。) の損壊、紛失、盗取または詐取により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する財物に対する損害
- 被保険者またはその法定代理人(被保険者が法人である場合には、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。)もしくは使用人が所有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。)
- 被保険者が所有または賃借する施設内において貯蔵、保管、組立て、加工、修理、点検等のために被保険者が受託している財物
- 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人が他人から借用している財物 (不動産を含みます。ただし、他人から1年未満の予定で借用する不動産およびこれに備え付けられ同時に借用する什(じゅう) 器・備品を除きます。)
- 植物、動物
- 被保険者が運送を請け負った貨物
- 被保険者の証券記載の仕事を遂行する現場 (仕事の遂行に伴って設置 される仮設建物、資材置き場等の施設を含みます。) 内において
- ア. 被保険者の証券記載の仕事の遂行のために支給または使用される 材料、資材または部品もしくは証券記載の仕事の目的物 (工事用仮 設物の材料も含みます。) など
- 次のいずれかの事由による損害
 - 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した恣助
 - 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する物の損壊、紛失または盗難

- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう) 品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型、その他これらに準ずべき財物の損壊、紛失または盗難
- 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した財物自体の損壊
- 日常の使用に伴う摩擦、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、腐敗、変色、その他類似の事項、またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- 作業を終了し引渡された後に発見された財物の損壊
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理
- 消耗品または消耗材に単独に生じた損害
- 保管・貯蔵等を目的として寄託された管理財物について、保管施設外で 発生した財物の損壊、紛失または盗難
- 修理、点検、加工もしくは整備に関する技術の拙劣または仕上がり不良等による財物の損壊。ただしこの規定はこれらの事由に起因する火災または爆発によって管理財物に発生した損壊には適用しません。
- 支給された財物の損壊、紛失または盗難
- 自動車、航空機*1、人工衛星、船舶、もしくは原動機付自転車に生じた損壊、紛失または盗難
- 施設外における船舶の修理、点検加工または整備に起因する損壊
- 塗装用材料の色または特性等の選択誤り

など

など

リース・ レンタル物件 補償条項

記名被保険者が、仕事の遂行のために施設において一時的に使用または管理するリース・レンタル物件の損壊または盗取(詐取、紛失は含みません。)について、その財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
- 記名被保険者または記名被保険者の使用人が行いもしくは加担した盗取
- 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した財物自体の損壊
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、目減りまたは原因不明の数量不足、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
- リース・レンタル物件が貸主に引渡された後に発見された財物の損壊
- 自動車、航空機*1または船舶の損壊
- 電気的または機械的な原因により生じたリース・レンタル物件の損壊
- リース・レンタル物件に生じた汚れ、かき傷、すり傷、塗料のはがれその他 単なる外観上の損傷であって保険の対象の機能に直接関係のない損壊
- リース・レンタル物件が地下・地中もしくは水中・水上においてまた は船舶に搭載されて使用されている間にリース・レンタル物件に生じ た指揮

- 下記のものがリース・レンタル物件に含まれている場合、またはリース・レンタル物件の一部を構成している場合は、そのもの単独に生じた損壊
 - ア. 履帯・無限軌道・キャタピラ、タイヤ排土板 (カッティングエッジ・エンドピットを含みます。)、スカリファイヤ (シャンク・ディッパーを含みます。)、バケット (ディッパーを含みます。) ローラその他作業時において常時地面等に接すべき部品
 - イ. フォーク、すき、刃、つめ、ブレード、ライナ
 - ウ.ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、バイブロハンマ、 パイルドライバ、ドリルのピット、ケーシングチューブ、ベルト、レール、 スクリーン
 - エ. 材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木、合成樹脂であるもの
- オ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類カ. ワイヤー、ロープ

財物使用不能 損害補償条項

偶然な事故に起因して、他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたこと について記名被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被 る損害を補償します。

(注) 財物使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30 日以内 に生じたものに限ります。財物使用不能損害を被った財物について正 当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた財物使 用不能損害は、損害とはみなしません。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 記名被保険者または記名被保険者の業務に従事する者が所有、使用または 管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
- 回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
- 生産物または仕事の目的物自体の使用不能に対して負担する賠償責任
- 生産物が記名被保険者の占有を離れた後または仕事の終了もしくは放棄の 後にその生産物または仕事の結果自体に損壊が発生しない場合における他 の財物の使用不能に対して負担する賠償責任

生産物自体 損壊補償条項

生産物または仕事の目的物の損壊または使用不能について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、その生産物または仕事の目的物が特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約または補償条項の規定に基づき保険金支払の対象となる事故(他人の身体の障害または財物の損壊に限ります。)の原因となったものである場合に限ります。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 記名被保険者の親会社、子会社、関連会社に対する賠償責任
- 生産物または仕事の目的物が記名被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる他人の身体障害と同時に発生した生産物または仕事の目的物自体の損壊の賠償責任

不良完成品 に関する 補償条項

生産物または仕事の結果が、成分、原材料、部品または容器もしくは包装等として使用されている財物で生産物または仕事の結果と構造上または機能上一体とみなされる他の財物の損壊(生産物自体以外の部分の完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが不可能な場合を含みます。)に起因して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 生産物自体以外の部分の完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能な場合のその完成品に係る損害
- ・生産物自体の損壊自体の賠償責任を被保険者が負担することによって被る 損害

(次ページへ続きます)

不良製造品・ 加工品に関する 補償条項

生産物または仕事の結果が、製造機械などまたは製造機械などの制御装置である場合において、製造機械等により製造・加工される財物の損壊に起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

借用不動産 損壊賠償責任 補償条項 (事業所用)

記名被保険者が、その業務の遂行のために他人から借用する事業所不動産(記名被保険者が、店舗、事務所、工場等として使用するために賃借する不動産を言い、記名被保険者が、その使用人の居住の用に供するために賃借する不動産を除きます。)が、記名被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、記名被保険者が、当該借用不動産についてその貸主に対して法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次の各号に掲げる事由に起因する損害
 - 記名被保険者の心身喪失または指図
- 事業所借用不動産の瑕疵
- 事業所借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗・劣化、自然の消耗 もしくは性質によるさび・かび・変質その他類似の事由またはねずみ 食いもしくは虫食い等
- 事業所借用不動産に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外 観上の損傷または借用不動産の汚損(落書きを含みます。)であって、事 業所借用不動産の機能に直接影響がない損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 汚染物質 (固定状、液体状、気体状のまたは熱を帯びた有害な物質もしくは汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、再生利用のための物質または廃棄物等を含みます。以下同様とします。) の排出、流出、溢出もしくは漏出(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)、または汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和その他の措置
- 事業所借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。 ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生 した場合を除きます。
- 詐欺または横領によって構築物に生じた損害

- 十地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた事故。ただし、構築物の他の部分と 同時に損害を受けた場合を除きます。
- 風、雨、雹もしくは砂じんの吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害
- 動物の飼育または一時的持ち込みによって生じた損害
- 事業所借用不動産の使用もしくは管理を委託された者の故意によって生 した損壊。ただし、記名被保険者に賠償損害保険金を取得させる目的で なかった場合は除きます。
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊については除きます。
- 事業所借用不動産の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者に代わって事業所借用不動産を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損壊については除きます。
- 記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する賠償責任
- 記名被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任
- 借用不動産の改築、増築、取壊し等の加工および工事に起因する賠償責任。
 ただし、記名被保険者が自己の労力を持って行った仕事による場合については、この限りではありません。

借用不動産 損壊修理費用 補償条項 (事業所用)

記名被保険者が、その業務の遂行のために他人から借用する不動産 (記名被保険者が、店舗、事務所、工場等として使用するために、賃借する不動産を言い、記名 被保険者が、その使用人の居住の用に供するために賃借する不動産を除きます。) が、不測かつ突発的な事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、記 名被保険者が、事業所借用不動産についてその貸主 (転貸人を含みます。) との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用 (事業所借用不動産を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいい、損害を受けた事業所借用不動産の残存物取り片付け費用を含みます) を補償します

ただし、事故による損害に対し、記名被保険者が事業所借用不動産の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次の各号に掲げる事由に起因する損害
 - 記名被保険者の重大な過失または法令違反
 - 事業所借用不動産の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 事業所借用不動産の使用または管理を委託された者の故意
 - 記名被保険者の破壊行為
 - 土地の沈下、移動または隆起
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、 消防または避難に必要な処置により行われた場合を除きます。
- 事業所借用不動産の修理、改造または取壊し等の工事
- 事業所借用不動産の瑕疵

- 事業所借用不動産の日常の使用に伴う磨滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
- ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- 事業所借用不動産に対する清掃等の作業中における作業上の過失または 技術の拙劣
- 凍結による事業所借用不動産の専用水道管の損壊
- 事業所借用不動産の汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観 上の損壊であって、借用不動産の機能に直接関係のないもの
- 事業所借用不動産のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。 ただし、事業所借用不動産の他の部分の損壊と同時に発生したものを除 きます。 など

国外一時流出 生産物 補償条項

国外流出生産物に起因して日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間終了または解除後、1 年以上経過した後に行われた損害賠償請求による損害
- 記名被保険者によって、または記名被保険者の了解、同意または指図に基づいて記名被保険者以外の者により、輸出された生産物(記名被保険者が商社等に輸出業務を委託する場合を含みます。)に起因する損害
- 記名被保険者以外の者が日本国外へ販売または供給することを目的として、 記名被保険者が製造、販売または供給した生産物
 - 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、 部品もしくは成分、航空機 *1 、自動車 (自動二輪、原動機付自転車を含みます。)、鉄道車両、船舶、またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類、たばこに起因する損害

海外業務出張 危険補償条項

被保険者が一時的(出国から帰着までが30日以内)に日本国外において行う施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事の遂行に起因して、日本国外で発生した事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由による損害
 - 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用 器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の 漏出、溢出による財物の損壊
 - 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- 航空機*1、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら 人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因 する賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ 施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)
- 日本国外で行う工事、組立、設置、修理、加工、据付、保守、調整、撮影、取材、 運送、配送または展示会等のイベント運営に起因する賠償責任
- 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された賠償責任 など

リコール費用 補償条項

記名被保険者が、製造・販売等を行った生産物の瑕疵に起因して保険証券記載の適用地域内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用のうち、以下に掲げるものを負担することによって被る損害(生産物の回収等が記名被保険者以外の者によって実施され、かつ、記名被保険者がこれによって生じた費用を法律上の損害賠償金として負担する場合に、記名被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害を含みます。)を補償します。

① メディア等対応費用

生産物の回収等の影響を最小限にするために記名被保険者が支出する次に掲げる費用(当会社の書面による同意を得て支出する費用に限ります。) をいいます。

- ア. 記名被保険者が行うメディアによる社告、メディアに対する会見・公表 またはメディアを利用しての謝罪広告もしくは事情説明の通知を行う ための費用
- イ. アの各種通知を準備するために第三者のコンサルタントを起用する費用
- ウ. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費、切手代および封筒代を含みます。)
- 工,信頼回復広告費用
- ② 生産物回収実施費用

生産物の回収等を実施するうえで記名被保険者が支出する次に掲げる費用をいいます。

ア. 回収生産物か否かまたは瑕疵の有無を確認するための費用(第三者 のコンサルタントその他専門家を起用した場合の費用を含みます。た だし、当会社が事前に承認したものに限ります。)

- イ. 回収生産物または代替品の輸送費用
- ウ、回収生産物の修理費用
- エ.回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施 設の賃借費用
- オ. 回収生産物の廃棄費用および事故による損害の拡大を防止するため に、記名被保険者の占有下にある生産物の廃棄費用
- カ. 代替品の製造原価または仕入原価に要した費用
- キ.回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価に要した費用(記名 被保険者または回収等実施者の利益を控除した後の金額をいいます。)
- ク.回収等の実施により生じる人件費(通常要する人件費を超える部分をいいます。)、出張費および宿泊費等(回収生産物の修理、代替品の製造または仕入もしくは代替品の発送に係るものを除きます。)

ただし、回収等の実施は、事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物に対してなされるものに限り、かつ、回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

- ① 記名被保険者の行政機関に対する届出または報告等(文書による届出または報告等に限ります。)
- ② 記名被保険者が行うメディアによる社告
- ③ 回収等の実施についての行政機関の命令・措置

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役またはその他の法人の業務を執行する他の機関をいいます。以下同様とします。)の故意または重大な過失
 - 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失による法令違反
 - 脅迫行為または加害行為
- 生産物の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色その他 類似の事中
- 生産物の消費期限、保存期間または有効期間を設定して製造・販売等を行った生産物のその期間経過後の品質劣化等
- 生産物の消費期限、保存期間または有効期間の表示漏れまたは誤表示
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 生産物の修理(生産物の回収等による修理を除きます。)または代替品の瑕疵
- 監督官庁等により禁止されたまたは安全でないと公表された物質の記名被保険者による継続的使用
- この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に回収決定が行われたとき。

- この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者または記名被保険者が事故の発生またはそのおそれを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるとき。
- この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または記名被保 険者が事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に 推定される時が、その時の生産物回収費用を支払う保険契約の保険期間の 開始時から、その生産物回収費用を支払う保険契約の保険料を領収した時 までの期間中であったとき。
- 他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の 掲書賠償責任を負担することによって被る損害
- 顧客の信頼を失うことによって生じる損害または顧客の信頼を回復するために要した費用。ただし、メディア等対応費用または生産物回収実施費用に係る費用に対しては、保険金を支払います。
- 回収等の瑕疵または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した 費用
- 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用
- 生産物がバッチ、コードまたはその他の方法で特定される場合において、同 一の商標名またはブランド名の生産物であるが、この保険契約において補 償されるものと異なる生産物の回収等に係る費用 など

弁護士相談 費用補償条項

保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害、人格権侵害、財物の損壊または財物使用不能損害が発生した場合に、 記名被保険者がその事故について弁護士に法律相談等を行うことによって被る弁護士費用をお支払いします。

製造業者業務 過誤賠償補償 条項

業務を遂行するにあたり職務上相当な注意を用いなかったことに基づき、保 険期間中に被保険者に対して下記の事由に起因する損害賠償請求がなされ たことにより、被保険者が被る損害を補償します。

- ①生産物の欠陥、不備または不具合
- ② 生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的もしくは条件を充足または 発揮しなかったこと
- ③ 次のいずれかに事由に起因する生産物の納品不能または納期遅延
 - ア. 施設(納品予定の生産物に使用される部品、原材料、資材等の調達遅延または調達不能の原因となる場所、製造委託契約により製造委託業者が被保険者に代わって生産物を製造または加工する場所および配達の目的のために納品予定の生産物を保管している場所を含みます)に
- おいて発生した、火災または破裂もしくは爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。)
- イ. ア以外の不測かつ突発的な事由によって生産物を製造または加工する 設備・装置 (記名被保険者が所有または使用するものに限ります。) に生 じた損壊または機能停止

〈お支払いする保険金〉

この補償条項でお支払いする保険金の種類は、下記となります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用(当会社の同意を得たものに限ります。)

■保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- 被保険者による不正アクセス、コンピュータウイルスの作成・意図的配布、 ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者が生産物を納入できない、または納入が遅れたことに起因する損害賠償請求。ただし、ア・火災または破裂もしくは爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。)またはイ・ア以外の不測かつ突発的な事由によって生産物を製造または加工する設備・装置(記名被保険者が所有または使用するものに限ります。)に生じた損壊または機能停止に起因する生産物の納品不能または納期遅延を除きます。
- 生産物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難自体に対する損害賠償請求
- 国または公共機関による法令等の規制により保険金を支払う場合の規定 に定める事由が発生したことに起因する損害賠償請求
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- 生産物の製造もしくは販売を中止もしくは終了したことまたは生産物の 内容を変更したことに起因する損害賠償請求
- プライバシーの侵害に関する損害賠償請求
- 風評被害に関する損害賠償請求
- 生産物の対価として生産物の購入者が支払うべき金額よりも過大な請求をしたことに起因する損害賠償請求
- 航空機*1、宇宙船、ミサイルおよびこれらに類似の生産物ならびにこれらに使用される生産物に起因する損害賠償請求
- 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む生産物の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求
- 情報の漏えいに起因する損害賠償請求
- 生産物の回収、廃棄、検査、修理、交換、代替品に関する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収、廃棄、検査、修理、交換、検査、代替品に関する費用を含みます。) およびそれらの措置に起因する損害
- 被保険者(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を言います。)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
- 行為が法令に違反することを被保険者またはその使用人その他被保険者 の業務の補助者が、認識していた場合(認識していたと判断できる合理的 な理由がある場合を含みます。)のその生産物に起因する損害賠償請求
- 行為が他人に損失を与えることを被保険者またはその使用人その他被保 険者の業務の補助者が認識していた場合(認識していたと判断できる合理 的な理由がある場合を含みます。)のその生産物に起因する損害賠償請求

- 業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可などを必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許許可もしくは認可などを受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- 業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録などを必要とする場合において、届け出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に 起因する賠償責任
- 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害 賠償請求
- 被保険者が公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- 被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求
- 身体の障害(傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)または精神的苦痛に起因する損害賠償請求
- 名誉き損または秘密漏えいに起因する損害賠償請求
- 財物の滅失、損傷、汚損紛失または盗難
- 特許権、実用新案権、商標権(サービスマークを含みます。)、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- 鉱業権、漁業権(入猟権を含みます。)、水利権、営業権等の無体財産権の侵害に記因する損害賠償請求
- 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者(他の被保険者を含みます。)に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされる恐れがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 など

受託物危険 補償条項

被保険者がその業務のために、受託、管理している他人の受託物(①被保険者が所有(または賃借)または管理する施設内に保管されている間、②被保険者の業務の目的に従って、①の施設外で管理されている間に限ります。)が、保険期間中に損壊、紛失、盗取されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■保険金をお支払いできない主な場合

- 次の事由による損害
 - 被保険者、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担 した盗取
 - 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する物の損壊、紛失または 盗難
 - 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、 骨董(とう)品、勲章、徽(き)章、稿本、設計書、雛(ひな)型、その他これらに準ずべき受託物の損壊、紛失または盗難
 - 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した受託物自体の 損壊
- 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、 その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊

- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託物の損壊
- 受託物が委託者に引渡された後に発見された受託物の損壊
- 修理または加工の拙劣および失敗による受託物の損害
- 冷凍・冷蔵装置 (これらの付属装置を含みます。) の電気的・機械的事故に起因する受託物の損害。 ただし、これらの事故によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 受託物のうち被保険者が賃借する財物に発生した財物損壊に対して負担する賠償責任。賃借する財物には、保険証券記載の仕事に関連して賃借する建設用工作車、建機、工具および用具を含みます。
- 被保険者が運送を請け負った貨物

など

- *1: 航空法に定める「航空機」、航空法に定める「無人航空機」ならびに「構造上人が乗ることができない機器であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものすべて」をいいます。
- *財物の損壊とは、財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

万一、事故が発生した場合のご注意

- (1)事故が起こった場合の弊社へのご連絡等
 - 事故が起こった場合は、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の取扱代理店または弊社にご連絡ください。
 - ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認
- (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等
 - 被保険者または保険金を受け取るべき方には、弊社が求める書類をご提出いただく必要があります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- (3) 示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ弊社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

保険料確定特約について

- この保険契約はご契約時に把握可能な最近の会計年度等 (1年間) の売上高 (保険料算出の基礎数値) を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間 (ご契約期間) 終了時の確定精算を省略いたします。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、 保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保 険金をお支払いできない場合があります。
- 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、原則ご契約できません。
- 注:企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、原則ご契約できません。取扱代理店または弊社へご連絡ください。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- 新規事業者等で、保険契約締結時に、最近の会計年度(1年間)の保険料 算出の基礎となる数値が存在しない場合には、原則ご契約できません。

- このパンフレットは「OneSure 専用賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご覧ください。また、詳しくは賠償責任 保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集(OneSure 用)をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約者と被保険者 (保険契約により補償を受けられる方) が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この保険契約は日本国内での締結に限ります。

取扱代理店

エムエスティ保険サービス株式会社

〒163-1537 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー TEL 03-3340-3329

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) P&C 本部

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山 TEL 03-6364-7140(代) www.chubb.com/jp

